

新型コロナウイルス感染等に伴う受検の特例措置

山形大学附属小学校

- 1 受検を予定していた者が次のいずれかに該当し、受検を控えなければならなくなった場合には、速やかに附属小学校長に連絡するものとする。
 - (1) 受検者またはその保護者が新型コロナウイルス感染症に感染し、治癒していない場合
 - (2) 受検者またはその保護者が発熱・咳等の症状があるため、または「濃厚接触者」と判定されたためPCR検査等を実施し、結果がまだ判明していない場合
 - (3) 受検者またはその同居の家族等が「濃厚接触者」と判定され、外出の自粛を要請されている場合
 - (4) 受検者の同居の家族等が「濃厚接触者」と判定され外出の自粛を要請されている場合で、同居の家族等のPCR検査等の結果がまだ判明していない場合
 - (5) 海外に在住のため入国制限等で一時帰国が困難である等の特別な事情がある場合
 - (6) その他附属小学校長がやむを得ない事情と判断した場合
- 2 附属小学校長は、前項により特に必要と認めた場合には、附属学校運営部長と相談の上、特例措置による追検査を実施し、その受検を許可することができるものとする。
- 3 附属小学校長は、特例措置による追検査の実施日について、事前に設定するとともに追検査の受検を許可した受検者の保護者とも相談の上決定するものとする。
- 4 附属小学校長は、追検査を実施する場合には、既受検者との公平性を確保した内容で実施するものとする。
- 5 附属小学校長は、合否の判定について、定員の充足状況等も勘案し、附属学校運営部長と相談の上、決定するものとする。
- 6 附属小学校長は、前項により合否を決定した場合には、速やかに公表及び通知するものとする。

(令和4年11月15日 附属学校入学者選抜委員会了承)